

小金井市立図書館システム等更新に係る事業者選考審査基準

1 配分と選定方法

配分については以下のとおりとする。

内容	点数配分
提案評価（企画提案書）	4, 0 0 0 点
機能評価（図書館システム機能要求書）	3, 7 4 4 点
価格評価（見積書）	8 2 5 点
合 計	8, 5 6 9 点

合計点数は8, 5 6 9点とする。評価点が少数点となる場合は小数点第一位を四捨五入とする。

2 審査項目

(1) 提案評価

提案評価は評価項目ごとに、5段階評価を行う。5段階評価については以下のとおりとする。

評価点数	評価基準	説明
5	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

委員長を含む各委員が評価、審査を行い、委員の平均で得点とする。

また、提案評価の着目点等は別紙「小金井市立図書館システム等更新に係る事業者選考評点票」のとおりにする。

(2) 機能評価

小金井市立図書館システム機能要求書を項目ごとに算式により点数を算出します。

【機能評価の点数】

	重要度 A	重要度 B
◎	3	2
○	2	1
△	1	0
×	0	0

(3) 価格評価

見積書の提案金額により点数を算出します。

$$[\text{価格点の配分}] \times (1 - \text{提案価格} \div \text{提案上限価格}) = \text{価格評価点数}$$

3 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

4 最優先事業者の決定方法

審査の総合得点が最も高い者を、事業者及びパッケージに係る優先交渉権者として協議に入ります。

優先交渉権者との協議中、やむを得ない理由等によりシステム開発できない等の場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行います。

なお、合計点数が同点の場合には、「提案評価」の高い事業者を最優先事業者とする。